

約款 新旧対照表

『ハウジングサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第2節 第6条	(新設)	<p>第6条 (利用料金・支払期限)</p> <p>1. 基本約款第11条第2項の定めにかかわらず、本ハウジングサービスの利用料金は、以下のとおり構成されるものとします。</p> <p>i. 定期払い</p> <p>定期的に支払いを行う支払形態をいい、次の2つがあります。</p> <p>ア. 定額払い：継続して提供される本ハウジングサービスにつき、月ごとに一定の利用料金が発生する料金体系に基づき、定期的に定額を支払う支払形態をいい、以下の内訳で構成されます。</p> <p>初期費用：本ハウジングサービス実施の準備（設定等）の対価。</p> <p>定額利用料（毎月払い（月額））：月額利用料金を毎月支払う場合。</p> <p>定額利用料（年間一括払い（年額））：年額利用料金を年に1回支払う場合。</p> <p>イ. 従量課金払い：継続して提供される本ハウジングサービスにつき、データ転送量ごとに一定の利用料金が発生する料金体系に基づき、定期的に変動額を支払う支払形態をいい、以下の内訳で構成されます。</p> <p>変動利用料（毎月払い（従量課金額））：本ハウジングサービスにおいて提供される回線を利用したデータ転送量（当社測定）に応じた利用料金を毎月支払う場合。</p> <p>ii. 一回払い（スポット利用料）</p> <p>1回で提供が完了する本ハウジングサービスの利用料金を1回で支払う形態をいいます。</p> <p>2. 利用者は、当社ホームページ上の本ハウジングサービスの説明を行うウェブページの定めに従い、定額払い、従量課金払い、一回払い、またはこれらを組み合わせた支払形態にて、本ハウジングサービスの利用料金を支払うものとします。</p> <p>3. 基本約款第13条第2項、同第4項の定めにかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの当該サービスの利用に関する料金のうち変動利用料については、その翌月末日までに支払うものとします。</p>	<p>・従量課金払いの導入に伴い新設します。</p>
		(以下、条番号が繰り下がるとともに、各条項中で参照する本約款の条番号も繰り下がります)	
附則 第1条	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年11月30日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年3月30日より適用されます。</p>	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、2018年3月30日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2019年6月10日より適用されます。</p>	<p>・本改定に伴う適用日の変更をおこないます。</p>